

第 6589 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 23日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 年末調整後に扶養親族の判定に誤りがあった場合

**Q** : 年末調整後、20歳の子供の所得が多かったという社員がいます。扶養控除と所得金額調整控除は、どうしたらいいですか？

**A** : 次のように取り扱います。

### 【解説】

従業員の親族が控除対象扶養親族や年齢23歳未満の扶養親族に該当するかは、原則として、その年の12月31日の現況により判定することとされていますが、「給与所得の扶養親族申告書」や「所得金額調整控除申告書」は、それより早く提出されるため、その提出の日の現況に基づいて見込みにより判定を行うことになります。

そして、結果的にその見積もりが結果的にその年12月31日の現況と異なり、その従業員等の親族が控除対象扶養親族や年齢23歳未満の扶養親族に該当しなくなった場合は、扶養控除や所得金額調整控除(子ども等)は適用されないこととなります。

ご質問の場合、20歳の子が見積りより所得金額が多くなり、扶養控除も所得金額調整控除も適用が受けられなくなったということでしょうから、「給与所得者の扶養控除等申告書」については異動事項を申告を受け、また「所得金額調整控除申告」についても記載内容の訂正を依頼するなどして年末調整を再計算することになります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】